

平成18年度

包括外部監査結果報告書

岡山市市場事業の財務に関する事務の
執行及び経営に係る事業の管理について

岡山市包括外部監査人

小 橋 政 彦

目 次

第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 外部監査の対象	1
3 外部監査対象期間	1
4 外部監査実施期間	1
5 外部監査人	1
6 特定の事件を選定した理由	2
7 外部監査の方法	4
8 利害関係	6
第2 岡山市市場事業の概況	7
1 岡山市中央卸売市場の概要	7
2 中央卸売市場制度のしくみ	9
3 卸売市場の役割	11
4 岡山市中央卸売市場の取引高等の現況	12
5 岡山市中央卸売市場の設立及び建設費	16
6 主要施設	17
7 老朽化と修繕費	18
8 岡山市中央卸売市場で働く人々	19
9 岡山市中央卸売市場施設配置図	21
第3 岡山市中央卸売市場のあり方に関する監査人の基本的スタンス	22
「全国の中央卸売市場の動向及び平成16年度卸売市場法の改正を考慮に入れて」	22
1 概要	22
2 監査の視点	24
3 改正卸売市場法の主要なポイント	25
4 卸売市場再編の促進	29
5 卸売市場再編の背景	30

6	卸売業者の経営問題	30
7	市場開設者の役割	31
第4	実施した監査の内容	33
	「岡山市市場事業の損益計算書及び貸借対照表の推移」	33
	「岡山市市場事業の収入と適正な収入確保の必要性」	35
	「主要な市場収入」	35
1	市場使用料	35
2	施設使用料	39
3	一般会計繰入金	44
4	企業債の発行	53
5	補助金	60
	「その他市場収入」	64
6	空き店舗等	64
7	駐車場	67
	「岡山市市場事業の費用とコスト削減の必要性」	73
8	市場施設の修繕	73
9	委託費	80
10	手数料、負担金及び分担金	89
11	人件費	96
	「その他実施した監査の内容」	104
12	市場関係業者の業者数	104
13	卸売業者、仲卸業者に対する財務面の指導、監督	109
14	売買参加者の承認更新	115
15	業者の経営基盤の強化に関する「基本構想」への対応	118

16	預り保証金	122
17	備品管理	126
18	保有株式と当該会社の問題	128
19	I Tの活用	134
第5	管理者	136
	「行政監査的視点から」	136
1	管理者の職責の重要性	136
2	管理者の内部統制機能、カバナンスの発揮	136
3	数字の入った経営計画作成の必要性	137
4	平成17年度からの改革の問題意識、背景	137
5	経営計画作成のための条件	140
第6	行政監査的視点からみた卸売業者及び仲卸業者に対する指導	141
1	岡山市中央卸売市場の使命	141
2	卸売業者に対する指導監督	141
3	仲卸業者に対する指導監督	142
第7	市場開設運営協議会	143
1	開設運営協議会	143
2	開設運営協議会の人数	143
3	開設運営協議会の開催や運営	144
第8	市場業務条例	146
1	業務条例及び規定の改正	146
2	会社法制定に関連して	146
第9	岡山市中央卸売市場の将来	147
1	将来の設備の大規模更新、将来の大きな投資	147
2	中央卸売市場の転換	148

3	岡山県内の他市場との統合	161
4	他の地方公共団体からの補助の獲得	161
5	民間業者の自助活動、交付金の活用	162
第10	監査結果の総括	163
1	監査の結果	163
2	他市の中央卸売市場の包括外部監査に関連して	163
3	まとめ	164

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。報告書中の数値は原則として消費税込みの金額である。

包括外部監査結果報告書

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 外部監査の対象

岡山市市場事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

3 外部監査対象期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの平成17年度について

(ただし、必要に応じてさらに過去の会計年度分及び平成18年度の一部に及ぶ。)

4 外部監査実施期間

平成18年4月24日から平成19年3月15日まで

5 外部監査人

包括外部監査人	公認会計士	小橋政彦
補助者	弁護士	和田朝治
補助者	公認会計士	福原一義
補助者	公認会計士	板戸史朗
補助者	公認会計士	宮崎栄一
補助者	公認会計士	小橋仙敬
補助者	公共経営コンサルタント	武久顕也
補助者	岡山商科大学 商学部教授	鳥越良光
補助者	神戸流通科学大学 商学部教授	向山雅夫
補助者	岡山大学 経済学部助教授	和田淳三

6 特定の事件を選定した理由

(1) 岡山市中央卸売市場を取り巻く経営環境

食品の産地偽装や生産日の改ざん、BSEや鳥インフルエンザの問題など食の安全に関する消費者のニーズは高まっており、新鮮な生鮮食料品や地元特産品を扱う岡山市中央卸売市場の果たす役割には、公共性、公益性ともに依然として有るといふべきである。

しかし、農業協同組合の合併等による出荷団体の大型化や産地直送の増加、大型スーパー、量販店等の増加による食品の供給ニーズや消費者ニーズの多様化等により市場外取引や直取引が増大していることから、全国の中央卸売市場の取扱量及び取扱高は、長期減少傾向にあり、岡山市中央卸売市場においても例外ではない。

岡山市市場事業の収入は、取扱量、取扱高にしたがって増減する構造となっているから、長期の減少傾向がこのまま続くと、岡山市市場事業の経営基盤に大きな打撃を与えることになる。

(2) 岡山市中央卸売市場の課題及び問題点

岡山市中央卸売市場は平成14年4月1日から地方公営企業法を全部適用して、同法にしたがって運営されるとともに、また、市場事業管理者制度が導入された。したがって、業務執行者である市場事業管理者（以下、「管理者」という）による内部統制が発揮された適正かつ効率的な運営がなされるべきことが必須となっている。

平成18年3月31日現在の岡山市の財政状況は、一般財源に占める借入金返済額の割合を示す実質公債費比率が中核市37市の中で最下位となっており、市債残高は6,000億円を超え、これに債務負担行為の額を加えると、実に7,000億円となっていることなど、現状を放置するならば岡山市にとっても「財政破綻」は人ごとの問題ではない。

岡山市の自主財源である市税収入（平成18年度 予算）は、約1,000億円であり、7,000億円というのは市税収入の約7年分で、岡山市民一人あたり、約100万円、一世帯あたり約250万円の借金を負っているともいえる。

岡山市では、平成18年度に3回にわたって行財政改革に係わる「事業仕分け」を行い、行財政改革を推進している。また、市民病院のあり方については、岡山市独自で改革を行っており、岡山市が行うべき事業の選別、再検討がなされているところである。

岡山市中央卸売市場についても、上記の「事業仕分け」の対象に入っているが、平成19年3月現在、未だ「事業仕分け」の仕分け結果の公表と評価を受けていない。

また、岡山市中央卸売市場は、岡山市民及び周辺住民にとって重要かつ身近な存在でありながら、大口の需要者を販売の対象としているため一般市民の立入が自由でないこと、卸売市場の業務内容についての広報がまだ十分でないことから岡山市民の関心が薄くその役割と必要性が十分認知されていないと監査人は考えている。

岡山市市場事業損益計算書をみると、「営業外収益」に恒常的に約2億円を超える「他会計補助金」が計上されている。これは、一般会計から岡山市民の税金が恒常的に市場事業に投入されていることを示している。

岡山市の一般会計自体が財政難にある状況下では、市民の観点からすれば岡山市中央卸売市場が従来のもので良いとは到底考えることはできない。岡山市中央卸売市場の自立に向けた大きな改革が必要である。

(3) まとめ

以上の次第で、行政監査的視点から

ア 岡山市中央卸売市場が今後とも持続可能であるか。

イ 持続可能なためにはどのような業務改革が実行されるべきであるか。

ウ 過去に岡山市中央卸売市場に関して提言された改善策がはたして実行されているかを検討すること、

次いで、会計監査的視点及び業務監査的視点から

エ 岡山市市場事業の財務に関する事務の執行が関係諸法令等にしがたって適切に遂行されているか。

オ 経営に係る事業が経済性・効率性・効果性の観点から適切に行われているかを検討することが必要と判断し、包括外部監査の対象として選定した。

7 外部監査の方法

(1) 監査の要点

事件を選定した理由を踏まえ、

まず、行政監査的視点から次の点を監査要点とした。

ア 管理者の果たすべき役割は何か。

イ 管理者は、その役割を果たすべく業務執行をしているか。

ウ 管理者は、業務改善に必要な経営計画を策定し、遅滞なく実行しているか。

次に、会計監査的視点・業務監査的視点から、また、市場事業の法規性、経済性、効率性などの観点から、以下の点を監査要点とした。

ア 市場事業会計が、一般に公正妥当と認められる会計基準にしたがって、適切に表示されているか。

イ 売上高使用料や施設使用料の計算根拠が適正か。

ウ 市場事業の財政収支計画が適切に作成されているか。

エ 市場事業への一般会計繰入金は適正に処理されているか。

オ 借入金について償還計画は適切に策定されているか。

カ 委託契約、随意契約等の契約事務手続は法令等に則り適正に遂行されているか。

キ 外部委託業務は効率的・経済的な観点から適切に委託されているか。

ク 市場施設の維持管理は適切に実施されているか。また、修繕計画が策定され、効果的に修繕が実施されているか。

ケ 卸売業者及び仲卸業者の状況把握及び市の指導が適切に行われているか。

コ 市職員給与その他経費に非効率な支出はないか。

サ 補助金等の事務手続は法令等に則り適正に遂行されているか。

シ 空き店舗、空きスペースの有効活用が行われているか。

ス 市場開設運営協議会は適切に機能しているか。

(2) 主な監査手続

ア 市場事業の課題、内部統制、経営計画、将来ビジョンについて管理者に質問。

イ 業務処理規程・会計処理基準・諸規程等に係る準拠性の検討。

- ウ 関係部署の責任者、担当者への質問及び資料の入手。
- エ 各種帳票類の査閲及び照合。
- オ 現場視察による固定資産の状況、修繕計画の妥当性、駐車場の状況把握等の実施。
- カ 他都市市場の調査。

(3) 監査の結果及び意見の表示

ア 監査の結果は、「第10 監査結果の総括」において記載している。

イ 【指摘事項】

個別の監査結果について、地方自治法第252条の37第5項の規定に基づく「監査の結果」として規則や規定に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたものについては、その見出しに【指摘事項】と記載した。

ウ 【意見】

個別の監査結果について、地方自治法第252条の38第2項の規定に基づき、監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に添えて提出する意見については、その見出しに【意見】と記載した。

なお、厳密には「岡山市市場事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」の対象外という考え方もあるが、「岡山市中央卸売市場設置条例」「岡山市中央卸売市場業務条例」「岡山市中央卸売市場業務条例施行規程」その他「内部規程」の妥当性についても記載した。

エ その他

監査を実施した結果において、問題がなかった事項については特に言及しなかった。

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 岡山市市場事業の概況

1 岡山市中央卸売市場の概要

岡山市中央卸売市場 全景



岡山市中央卸売市場 せり風景



(1) 立地及び取扱品目

ア 立地

岡山市中央卸売市場は、J R岡山駅から約8キロメートル南の岡山市南部の郊外に立地し、国道2号線からの乗り入れが容易な場所に開設されている。近年、近隣で住宅地の開発、再開発事業が活発に行われている地域である。

イ 取扱品目

取扱品目は、青果部、水産物部、花き部の3部類を置く総合卸売市場である。

この点、

- (ア) 大都市中心部にある中央卸売市場（札幌市等）
- (イ) 各部が分散して立地している中央卸売市場（福岡市、松山市等）
- (ウ) 食肉部がある中央卸売市場（広島市等）

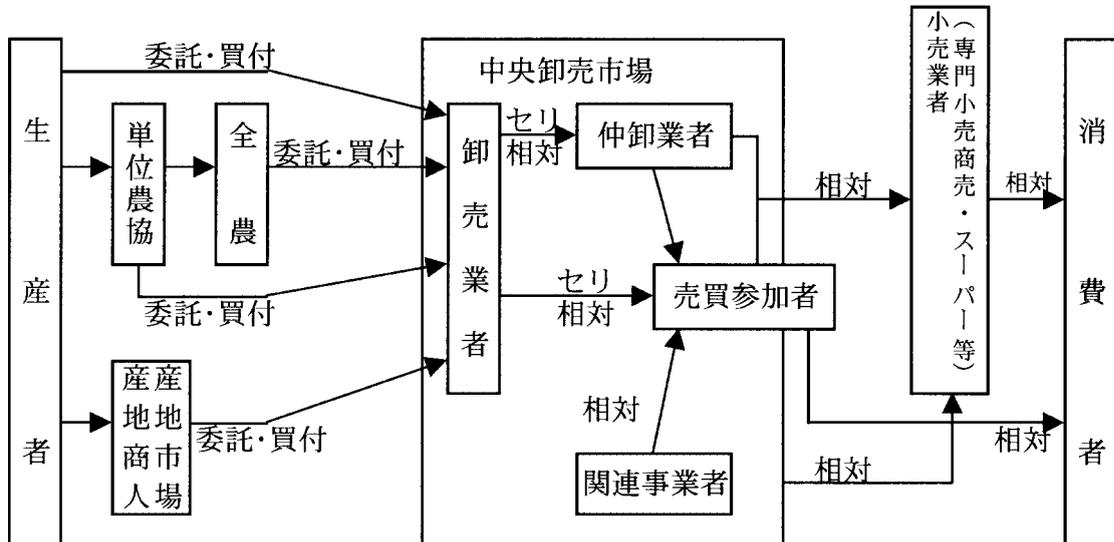
とは異なっていることが特徴である。

2 中央卸売市場制度のしくみ

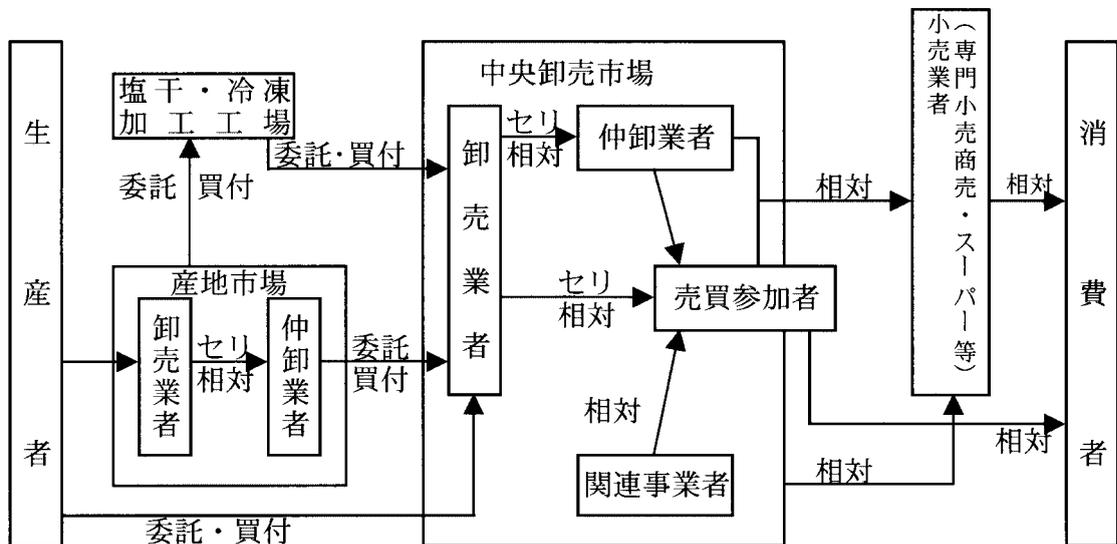
(図表1)

(1) 流通経路について

(ア) 青果物流通 (花きも概ね同じ)



(イ) 水産物流通



(2) 中央卸売市場とは、

生鮮食料品等の流通・消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するため生鮮食料品（以下「物品」という。）等の卸売の中核拠点となるとともに、この地域外の広域な範囲の物品等の流通改善にも役立たせることを目的として、「卸売市場法」に基づき、農林水産大臣の認可

を受けて、地方公共団体が開設する卸売市場をいう。

(3) 開設区域

中央卸売市場整備計画において、中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市及びその周辺の地域で物品等の流通を円滑にする必要があると認められる区域で、農林水産大臣が指定する区域をいう。

(4) 開設者とは、

中央卸売市場を開設できる者は、

ア 都道府県

イ 人口が20万人以上の都市

ウ アやイが加入する一部事務組合

に限られ、農林水産大臣の認可を受けて中央卸売市場を開設し、農林水産大臣の指導監督を受けて、卸売市場法令・業務条例等に基づいて施設を維持管理し、業務の指導監督を行う。平成18年3月現在、中央卸売市場は、54都市に84市場が開設されている。

(5) 卸売業者とは、

卸売業者は、全国の生産者・出荷者から委託又は買付により集荷した物品をせり又は相対取引により、仲卸業者や売買参加者に販売することを業務としている。

したがって、卸売業者は、その果たす役割の重要性から農林水産大臣の許可を受け、営業状態、資産内容などについて、農林水産大臣及び市場開設者の指導監督を受けている。

(6) 仲卸業者（評価、分荷機関）とは、

仲卸業者は、中央卸売市場において、開設者の許可を受けて、中央卸売市場内に店舗をもって、その中央卸売市場の卸売業者から買い受けた品物を分荷調製して小売商、大口需要者等に販売する業務を行う。

仲卸業者は、卸売業者の行う卸売に参加し専門的技術経験をもって物品を評価し、市場における価格形成に重要な役割を果たしている。

(7) **売買参加者（評価・小売機関）とは、**

売買参加者は、開設者の承認を受けて卸売業者の行う卸売に直接参加して物品を買い受ける小売商等をいう。売買参加者の買い手としての参加は卸売市場における適切な取引、公正妥当な価格形成に大きく影響する。

(8) **関連事業者（市場機能の充実及び市場利用者へのサービス機関）とは、**

関連事業者は、開設者の許可を受けて市場内の店舗その他の施設において、卸売業者の卸売する取扱品以外の物品の卸売や物品の保管等の市場の役割を充実させる業務、または、市場使用者の便宜を提供している。

(9) **買出人（小売機関等）とは、**

仲卸業者の店舗から物品を買い入れる人たちで、市場で買い入れた商品を再分荷し販売する小売業者、買い入れた物品を原料として加工販売する加工業者、飲食業者等をいう。

3 卸売市場の役割

卸売市場の役割は一般的に以下のようにいわれている（岡山市中央卸売市場 市場概要 平成18年度より）。

(1) **集荷・分荷機能：**

- ア 多種多様な品物の豊富な品揃
- イ 産地の大型化、消費の多様化への対応
- ウ 大量単品目から少量多品目へ迅速・確実な分荷・配送

(2) **価格形成機能：**

需給を反映した価格形成

(3) **決済機能：**

販売代金の迅速・確実な決済（多数の出荷者、多数の購買者への対応）

(4) 保管・貯蔵機能：

- ア 低温倉庫を含む貯蔵庫及び倉庫の整備
- イ 場外指定保管所

(5) 情報機能：

需給に係る情報の迅速な収集、伝達

(6) 災害時対応機能：

災害時にライフラインとして機能

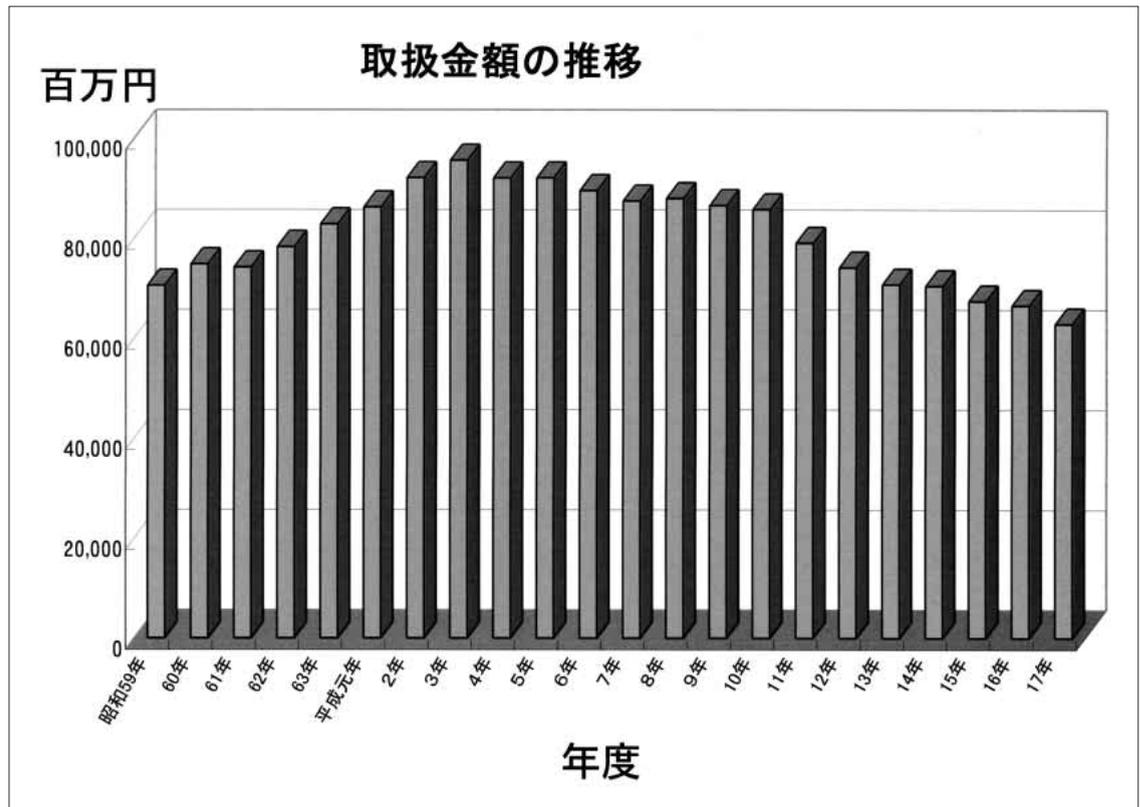
上記の役割は、市場外取引、直取引の増加等により、卸売市場を経由しない取引が全国で約3割を超えているといわれる中、その役割も低下している。

4 岡山市中央卸売市場の取引高等の現況

平成17年度の岡山市中央卸売市場取引高は、627億円である。

しかし、最盛期の平成3年には、954億円の取引高があり、平成5年以降取引高の減少が続いている（図表2）。

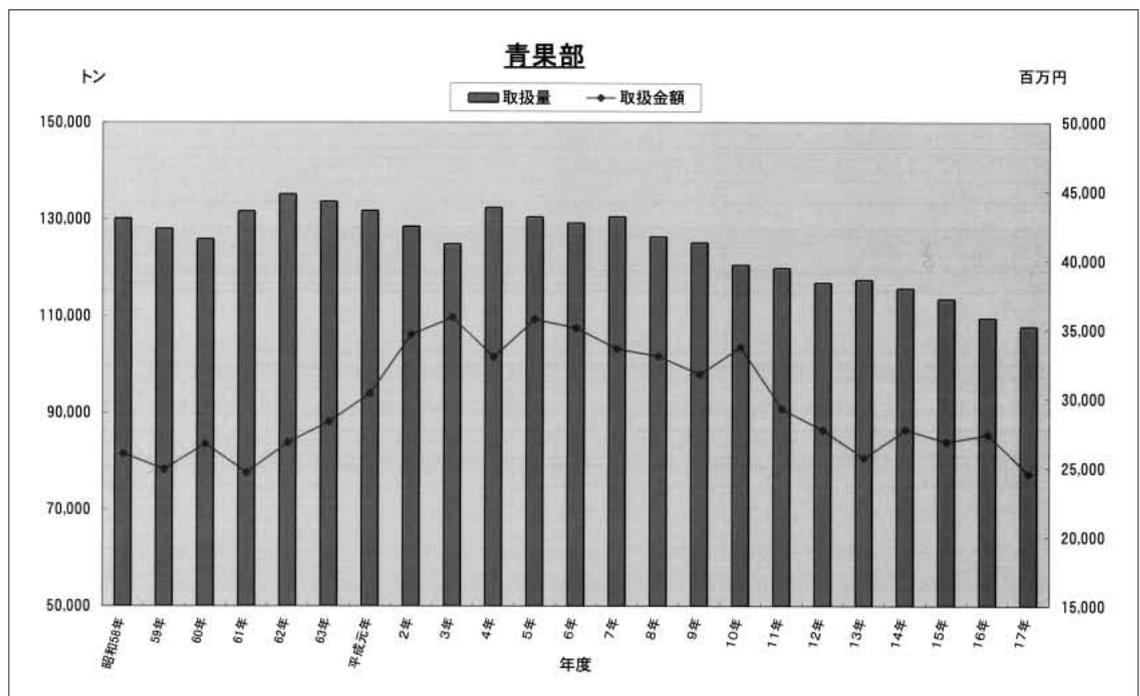
(図表 2) 取引高の推移



このうち、取扱品目の取引量及び取扱金額は、次のとおりである。

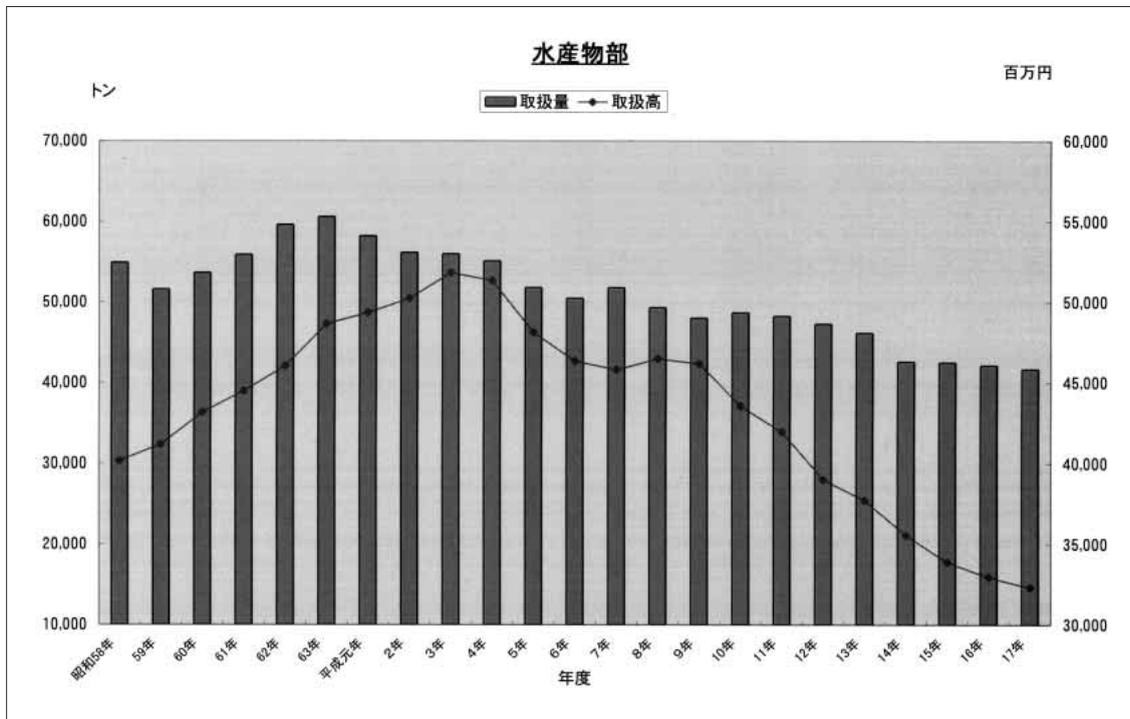
(1) 青果部（青果及び果実）の取扱量及び取扱高の推移

(図表 3)



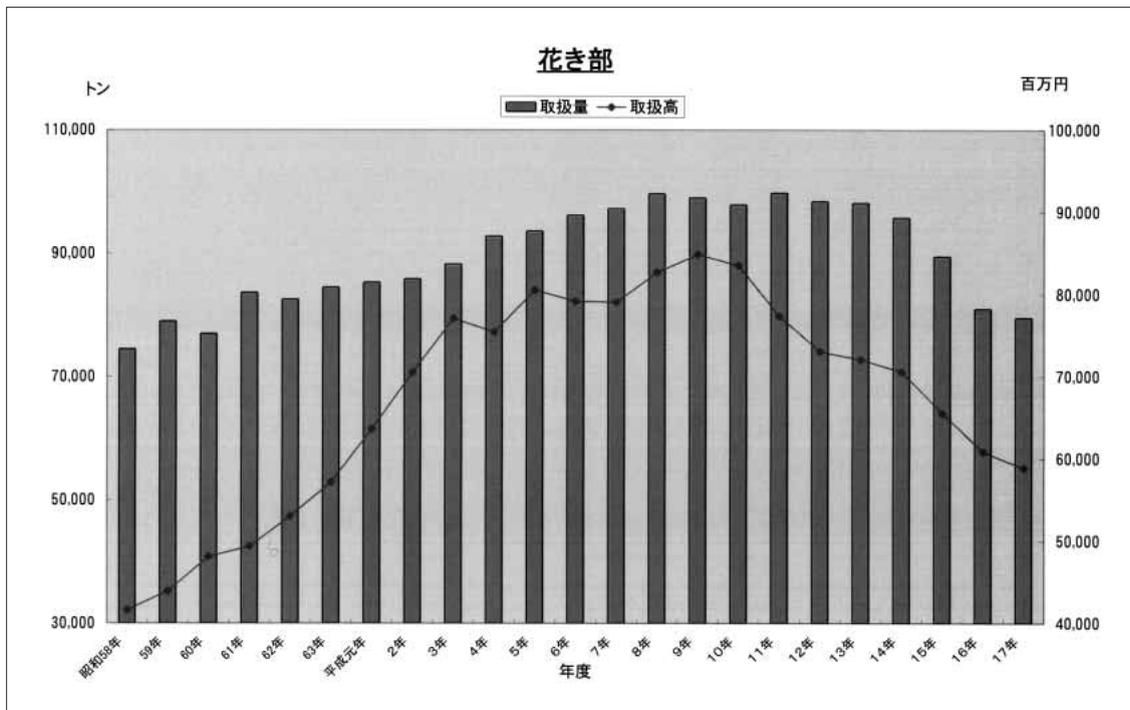
(2) 水産物部の取扱量及び取扱高の推移

(図表 4)



(3) 花き部の取扱量及び取扱高の推移

(図表 5)



市場取引高の減少は、全国的な傾向であり、農業協同組合の合併等による出荷者団体の大型化、全国チェーンスーパー等の進出による小売業者の大型化による生産者と小売業者の市場外取引や直取引の増加、インターネット取引の増加など卸売市場を経由しない取引が増加したからである。

市場取引高は、「取引量」及び「取引単価」の違いにより変化する。「取引単価」についても、主に輸入品、輸入加工品の増加等により低下傾向が続いている。

市場取引高の減少は、卸売業者や仲卸業者の財務体質を悪化させる要因になっている。また、岡山市市場事業の売上高（売上高割使用料）を減少させる要因にもなっている。

5 岡山市中央卸売市場の設立及び建設費

(1) 岡山市中央卸売市場の沿革

昭和36年、岡山市青江にて青果部が業務を開始し、手狭になったため昭和58年岡山市市場一丁目、二丁目にて青果部、水産物部、花き部が業務を開始した。沿革は以下のとおりである。

昭和36年12月27日	開設認可（岡山市青江270番地）
昭和37年 6 月26日	青果部業務開始
昭和45年 3 月23日	市議会において中央卸売市場の整備促進に関する決議
昭和46年 3 月31日	新中央卸売市場用地取得（現岡山市市場一丁目、二丁目）
昭和53年11月 2 日	新中央卸売市場建設工事（地盤改良）着工
昭和57年 3 月31日	新中央卸売市場主要施設新築工事完工
昭和57年 9 月20日	新中央卸売市場設置認可
昭和58年 2 月14日	新中央卸売市場にて青果部、水産物部、花き部業務開始
昭和59年 2 月 4 日	場外駐車場用地取得
昭和59年 8 月31日	場外駐車場工事完了
昭和63年 2 月14日	新市場開場 5 周年（市場開設25周年）記念式典
平成 5 年 2 月 7 日	新市場開場10周年（市場開場30周年）記念式典
平成 7 年 3 月31日	水産活魚売場棟新築工事及び花き保冷保温売場棟新築工事完工
平成10年 3 月31日	青果部低温売場棟新築工事完工
平成11年 3 月31日	花き部立体駐車場棟新築工事完工
平成14年 4 月 1 日	地方公営企業法の全部適用
平成14年11月10日	新市場開場20周年（市場開設40周年）記念式典
平成17年 5 月15日	消費者感謝デー開催
平成18年 3 月26日	青果部及び水産物部立体駐車場新築工事完工

(2) 建設費

総事業費は、153億円（用地取得費等52億円、建設費等101億円）である。但し、青江市場の土地交換分21億円を差し引くと約132億円の建設費となる。

6 主要施設

(図表 6)

施設名称	構造	延面積 (㎡)
青果卸売棟	鉄筋コンクリート 3階建	13,688
青果部低温売場棟	” 平屋建	600
水産卸売棟	” 3階建	12,232
水産活魚売場	鉄筋コンクリート一部鉄骨 平屋建	601
花き卸売棟	鉄筋コンクリート 2階建	5,724
花き保冷保温売場棟	” 平屋建	600
青果仲卸売場棟	” 2階建	8,120
水産仲卸売場棟	” ”	7,014
花き仲卸売場棟	” 平屋建	819
地場そ菜棟	” ”	2,310
青果加工分荷場棟	” ”	840
水産倉庫加工場棟	” 2階建	1,129
バナナ加工場棟	” 平屋建	1,444
青果倉庫棟	” ”	1,018
青果冷蔵庫棟	” 2階建	2,071
水産冷蔵庫棟	” ”	3,306
精算事務所	” ”	539
関連商品売場棟	” ”	9,439
花き関連商品売場棟	” ”	715
市場文化会館	” ”	1,273
管理棟	” 4階建	2,641
駐車場 (2,763台)	屋上 371台	12,013
	平面 1,684台	28,127
	場外 245台	7,500
	花き部立体駐車場 115台	2,865
	青果部立体駐車場 196台	2,625
	水産物部立体駐車場 152台	2,100

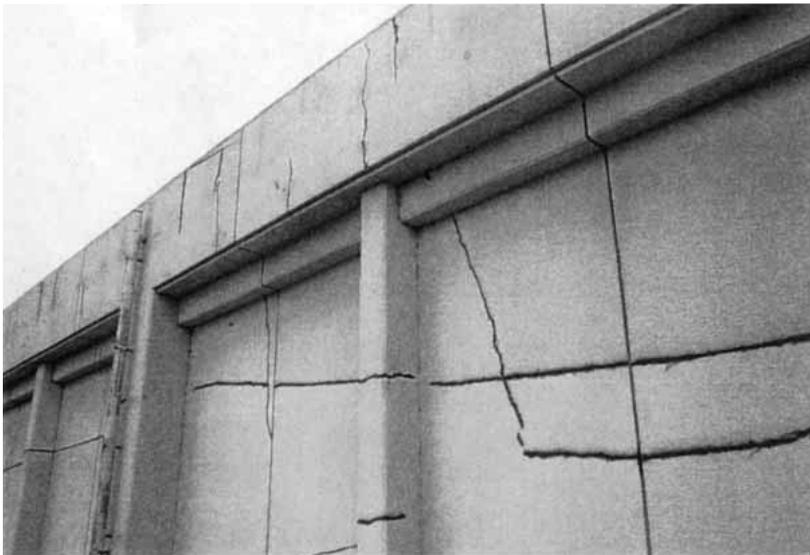
7 老朽化と修繕費

昭和58年の開業以来、24年が経過し、修繕を要する箇所が増加している。平成14年度に外部専門業者に依頼し修繕費用を見積もらせたところ約15億円だったとのことである。

最近改修した設備の状況は次の写真のとおりである。

設 備：水産冷蔵棟

修繕内容：外壁修繕



設 備：青果卸売棟屋場

修繕内容：雨漏り修繕（施工前写真）

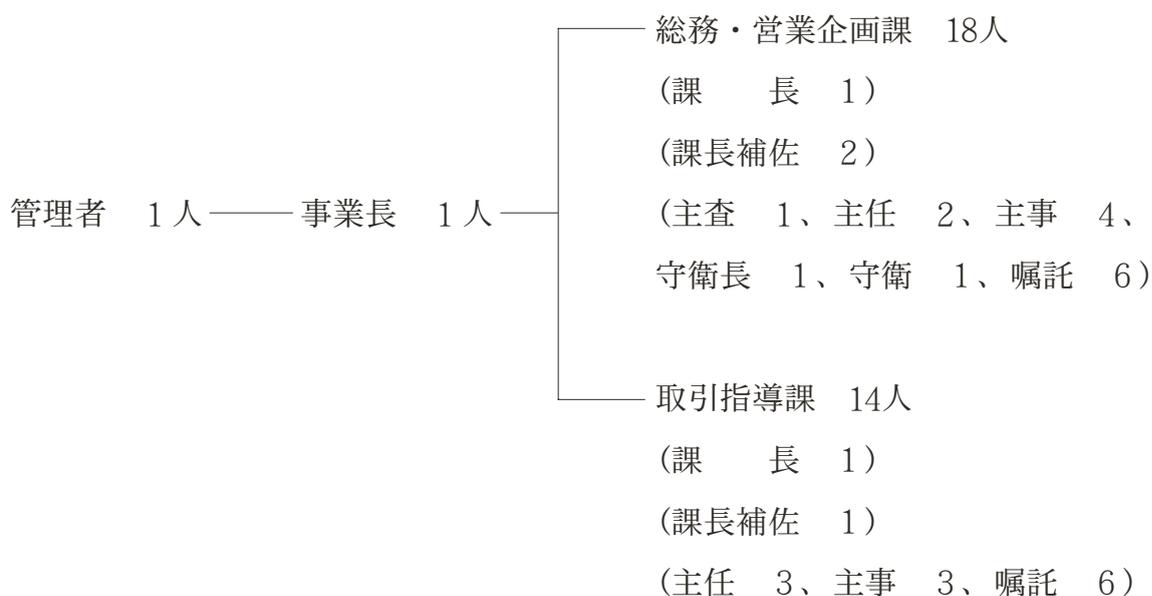


8 岡山市中央卸売市場で働く人々

岡山市中央卸売市場は、平成18年4月1日現在、卸売業者5業者、仲卸業者66業者、売買参加者717業者、関連事業者60業者がおり、その他、運送業者等を入れれば、2,000人以上が働く場所となっている。

開設者である岡山市市場事業部の組織図は図表7のとおりである。

(図表7)



(1) 管理者

平成14年4月1日から市場事業管理者制度が導入され、現在の管理者は、平成18年4月1日から就任している。

管理者とは、市長により任命され、市場の業務に係る事務を執行する者をいう（岡山市中央卸売市場業務条例 第5条の3 第5条の4第1項 地方公営企業法第7条）。

管理者には、法により地位と身分が保障され、予算の執行権、職員の任免権・指揮監督権等の権限と責任を有する（地方公営企業法第8条、9条、10条、15条）。

(2) 平成18年4月1日現在の職員（岡山市役所出向者）

ア 事業長 1名

イ 総務・営業企画課 12名（守衛2名含む）

ウ 取引指導課 8名

職員については、岡山市役所からの出向者である。概ね、早い者で、2年程度、長い者でも5年程度で市役所に異動する。平均1人当たり人件費は、約800万円である。

(3) 嘱託制度

ア 総務・営業企画課 6名

イ 取引指導課 6名

嘱託職員は、岡山市市場事業部が独自で採用している。

ただし、賃金体系は岡山市役所の嘱託規定が適用されているため、1年契約で、退職金規定はない。労務契約上、不安定な立場にある。人件費は正規職員の1/4程度であるが、職務は、正規職員と同様の仕事を遂行している。

(4) 守衛

ア 総務・営業企画課 2名（前述）

イ 委託A者 4名

(5) その他

岡山市職員OB 3名が岡山市中央卸売市場の卸売業者の役員に就任している。

第3 岡山市中央卸売市場のあり方に関する監査人の基本的スタンス

「全国の中央卸売市場の動向及び平成16年度卸売市場法の改正を考慮に入れて」

1 概要

(1) 卸売市場の基本的役割

わが国の卸売市場制度は、1923（大正12）年の中央卸売市場法の公布を端緒とする。基本的には、当時の都市人口の増加に対してスムーズな物流が確保できず、流通業者による「米の買い占め」「売りおしみ」などを契機とする生鮮食料品の価格高騰への対応策が基本にある。

卸売市場が持つ基幹的機能は、「市民に対して、安全・安心な生鮮食料品を、安定価格で安定的に供給する」ことにある。逆に言えば、この基幹的機能を担えなければ、卸売市場は不要ということになる。

(2) 平成16年度の卸売市場法改正からみた卸売市場の問題点・課題

卸売市場は卸売市場法によって設置されているものであるから、岡山市中央卸売市場の「あり方」を考えるに際して、当然ながら平成16年度に改正された卸売市場法の視点から、その問題点・課題を考察しておく必要がある。

卸売市場の取引原則は、せり・入札原則、分業制（卸売業者と仲卸業者・売買参加者）、商物一致の原則であった。

しかし、従来は、現状の変化に合わせて、卸売市場法に多くの但し書きをつけて、例外取引・部分取引への道を開き、開設者である地方自治体の状況に応じて適用・裁量できる範囲を広げてきた。生鮮食料品流通の川上や川下の変化に対しても、先取り（せり開始時間前取引）や特定物品取引等の例外規定の適用ないしは解釈の拡大により、応急的な対応をしてきた。

しかし、卸売市場によっては例外規定が主流となり、適用や解釈の拡大にも限界が生じ、平成11年度に大幅な改正が行われた。さらに、そのわずか5年後の平成16年度には、さらに卸売市場法の改正が行われ、これまでの規制色の強いものから大幅な規制緩和を盛り込んだものとなった。

従来、わが国における卸売市場制度は、行政介入による「行政責任制」であった。しかし今回の卸売市場法改正は、欧米型の市場原理を導入し、流通業者自身に責任を持たせる「業者責任制」への転換を狙っている。この点を端的に示しているのが、卸売手数料の弾力化（自由化）である。つまり、農水産物の出荷団体は、各卸売市場の卸売価格水準と卸売手数料とを勘案して、どこの卸売市場へ出荷すれば最も得か…という視点から、商品の出荷先卸売市場を選択することになる。

しかしながら、多くの卸売業者および仲卸業者の経営状況は、取扱金額の減少から非常に厳しい状況にある。農林水産省「食品流通の高度化」（平成18年3月ホームページ）によれば、中央卸売市場における卸売業者の32%が赤字であり、さらに仲卸業者では44%が赤字経営の状況にある。

経営効率を上げるには、投入コスト当たりの商品取扱金額（すなわち、一人当たりの売上高）を増加させるしか他に方法はない。つまり、経営力（経営基盤・経営能力）や高度のマーケティング機能を備えた経営体へ転換する他に方策はない。経営規模の拡大や経営体質の改善が重要な課題となる。こうした状況を改善するには、卸売業者および仲卸業者の経営統合を避けて通ることは出来ないのが現状である。こうした卸・仲卸業者の経営統合の延長線上には、卸売市場の統合・再編問題も当然ながら避けて通ることの出来ない課題として横たわっている。

2 監査の視点

既に述べたとおり岡山市中央卸売市場は、平成14年4月に地方公営企業法の全部適用となり、管理者が選任されて執行体制が強化され、平成17年3月に「基本構想」が公表された。

したがって、

- (1) 「基本構想」が岡山市つまり管理者によって吟味・検討・判断されたのか。どういう取捨選択がなされたのか。
- (2) 管理者は、平成16年度の卸売市場法改正に対して、どのような将来ビジョンをもち、具体的に、業務執行として事業計画化されているのか否か。
- (3) 管理者の業務執行として、どういう観点から予算措置が講じられているのか。
- (4) 管理者は使命、職責の実現のために、どういう人員配置、内部統制の構築をしたのか、
を管理者は市民に対して説明できなければならない。

平成16年度の「改正卸売市場法」と「基本構想」の内容は、今回の監査を行うについても重要な視点となっているので、以下のとおりこの内容を認識・確認する必要がある。

3 改正卸売市場法の主要なポイント

平成16年度の卸売市場法改正の趣旨として、農林水産省では、「最近における卸売市場をめぐる環境の変化に鑑み、生産・消費両サイドの期待に応えられる「安全・安心」で「効率的」な流通システムへの転換が図られるよう、卸売市場における取引規制の緩和および適正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等の処置を講ずる」ためとしている。

平成16年度卸売市場法の主要な改正点を列挙すれば、以下のとおりである。

(1) 卸売市場における品質管理の高度化

これは、安全・安心な農産物が求められていることから当然である。今後、品質管理のしっかり出来ない卸売市場は淘汰されるであろう。

(2) 商物一致規制の緩和

この主要なポイントは、「電子商取引により、市場内に現物を搬入せずに卸売を行うことができる」ことにある。

この制度をうまく活用すれば、商品取引にかかる物流や時間コストを削減できる。卸売業者・仲卸業者と小売店との間の連携・情報交換システムの構築が必要となるであろう。これに対応できるよう、卸売市場ならびに卸売業者・仲卸業者は、ハード・ソフト面の整備と同時に、それらを使いこなせる人材育成を急ぐ必要がある。

(3) 買付集荷の自由化

この主要なポイントは、「委託集荷、買付集荷いずれも可能とする」ことにある。

卸売業者としては、小売店の需要ニーズに対応して、戦略的販売活動を展開できる。一方、買付集荷は、卸売業者にとって自ら購買リスク負担を伴う事となるため、高度のマーケティング力を必要とする。こうしたマーケティング力アップのための人材育成が不可欠である。